

# あなご

No.228

- 大** いなる使命感に燃え
- 崎** 先(未来)を見据えた情報を発信し
- 法** 人として税の知識を深め
- 人** 材の育成と豊かな社会の創造に貢献し
- 会** 活動を通して地域企業の健全な経営と発展を応援する団体です

## 第14回税に関する絵はがきコンクール

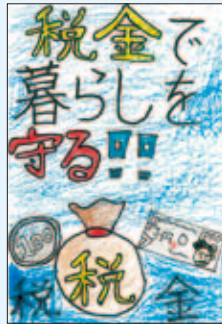
応募作品  
VOL.3



中坪小学校  
本田 優衣



中坪小学校  
伊藤 華



中坪小学校  
伊藤 華里奈



中坪小学校  
高橋 蒼史



色麻小学校  
小川 茜



涌谷第一小学校  
遠藤 ひより



中坪小学校  
山谷 穂花



色麻小学校  
小笠原 杏樹



涌谷第一小学校  
中嶋 皇介



色麻小学校  
武藤 招春



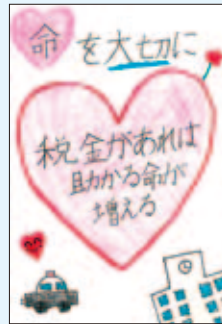
色麻小学校  
浅野 碧友



色麻小学校  
佐藤 優香



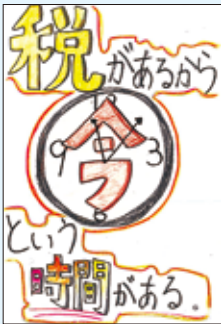
小牛田小学校  
穂積 颯良



小牛田小学校  
岩住 寧々



不動堂小学校  
高橋 彩花



小牛田小学校  
平野 舞



古川第一小学校  
小澤 心



小牛田小学校  
志賀 陽向



小牛田小学校  
中川 奈緒



小牛田小学校  
千葉 智紀

# 第11回 定時社員総会を開催

第11回定時社員総会が6月16日（木）、大崎市古川のグランド平成において、新沼古川税務署長他、多くのご来賓にご臨席を頂き開催された。

総会には、法令上の議決権を有する正会員が出席し、令和3年度事業報告・令和4年度事業計画・収支予算報告と、令和3年度収支決算承認の議案が上程され、全会一致で承認決議された。

定時社員総会に先立って開催された記念講演には、怒りを笑いに変えるクレーム・コンサルタント谷厚志氏が、『クレームの達人が伝える 人が笑顔になる秘訣』と題し、クレーム処理の3原則を例に出し詳しく解説され、約70名の参加者が説明を熱心に聞き入っていた。

会場は、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を踏まえ、席の間隔を離すとともにアルコール消毒液を配備し、参加者はマスク着用のまま開催された。



新沼税務署長



江村法人会会長

## 玉造支部会員交流パークゴルフ大会開催

日時：令和4年6月11日（土）  
会場：大崎市三本木パークゴルフ場  
内容：4コース36ホールの  
トータルスコア

参加人数：15名  
担当：玉造支部

### 入賞者

特別賞 小川 茂男  
優勝 菅原 榮喜  
準優勝 中鉢和三部  
3位 宇和野文昭  
(敬称略)



## 古川支部講演会開催

日時：令和4年6月10日（金）  
会場：アインパルラ浦島  
講師：(株)池月道の駅  
代表取締役 遠藤 悟 氏  
演題：『オンリーワンではなく、  
ナンバーワンを目指す！』

参加人数：48名  
担当：古川支部



## 岩出山小学校で租税教室

日 時：令和4年5月26日（木）  
 会 場：大崎市立岩出山小学校  
 内 容：『租税教室の開催』  
 対 象：6年生児童60名  
 担 当：税制委員会・青年部会



## 沼部小学校租税教室

日 時：令和4年5月18日（水）  
 会 場：大崎市立沼部小学校  
 内 容：『租税教室の開催』  
 対 象：6年生児童38名  
 担 当：青年部会



## 古川北小学校で租税教室

日 時：令和4年6月2日（木）  
 場 所：大崎市立古川北小学校  
 内 容：『租税教室の開催』  
 対 象：6年生児童43名  
 担 当：女性部会



## 三本木小学校で租税教室

日 時：令和4年5月31日（火）  
 会 場：大崎市立三本木小学校  
 内 容：『租税教室の開催』  
 対 象：6年生児童75名  
 担 当：女性部会



～私のプチ自慢～

気になったら、即アクション!!  
悔いを残さないために

有限会社テシロギ 取締役会長

手代木 悟氏



手代木 悟 (てしろぎ さとる) 氏

【プロフィール】

1951年2月 三本木町生まれ (現 大崎市三本木)  
1969年 古川工業高等学校 電子科卒業  
1992年 有限会社テシロギ 代表取締役会長  
2001年 三本木ひまわり交流協会 会長  
(現 大崎市三本木ひまわり交流協会)  
2002年 株式会社大崎市三本木振興公社 取締役  
2002年 旧三本木商工会 会長  
2018年 有限会社テシロギ 取締役会長  
2021年 大崎商工会 会長



「オリンピック選手と見間違い!？」

☆【幼少期から学生時代】☆

— どのなお子さんでした? —

★物心ついた頃から近所の同年代の仲間たちと遊び回っていました。夏は鳴瀬川で水遊び、冬はソリに乗ったりしてましたね。一言で言えば、わんぱく小僧でした。

ところが中学生まで身長が伸びずいつも一番前だったんです。なので『自分にはスポーツは不向き』と決めつけて、部活動は文化系だったし運動会とか人前でスポーツするなんて嫌でしたね。身長コンプレックスには幼いとはいえ真剣に悩みましたよ(笑)。

— そうでしたか

★それが高校時代(古川工業電子科1期生)になってドンドン伸びましてね。自



信が付いてドンドン積極的になる自分を感じるようになったんです。ホント中身は同じ人間なのに、笑っちゃいますよ。しかしスポーツにはまだ縁は有りませんでした。

### 【社会人になって】

—それから—

★家業が時計店でしたので、高校卒業後創業者である父の勧めもあつて山形県米沢市の老舗にお世話になりました。今では死語となつてしまいましたが徒弟制度の弟子として5年間みっちり仕込まれました。時は経済の成長期、時計の性能も日々進化を遂げ同時に消費者の好みも多様化して、それこそ学ぶことはたくさんありました。

—なるほど—

★米沢の消防署の皆さんには大分お世話になりました。ある時「せっかく米沢に来たんだからスキーやんかきゃ」ということで、生まれて初めてスキーに挑戦しました。今も続けている大好きなスキーとの出会いでした。きっかけなんて分からないのですね。

### 【家業に就いてから】

★修行を終えて家に戻り父と二人三脚で仕事に励みました。おかげさま



健脚で白馬連峰を縦走

で中々いい仕事が出来たと思つていきます。当時印象的だったのは商工会青年部の副部長として県下の青年部大会を主催し成功に導いたことですね。YKKの社長さんに記念講演いただいたことは忘れられません。

—いいですね—

★30代半ばごろ地元の山岳クラブに登山を勧められ軽い気持ちでOKしたんです。安達太良山に登つたのですが全くの初心者。服装も装備も知らぬまま、当日純白のストラック姿で参加。いやいや顔から炎が出るくらい恥ずかしい、でした。でもそれ以降冬はスキー夏は登山が定番になりました。日本のNo.2北岳、No.3奥穂高岳、No.4槍ヶ岳なども登りました。肝心の富士山はコロナで延期です。

57才からスポーツジムとプールに通い始めました。月に10回以上を目標にして有酸素、無酸素両方の運動でタツプリ汗を流しています。

—身体を鍛える動機を教えてください

★スキーにしても登山にしても健康が絶対です。怠けたり手を抜いたりすれば体力、気力みるみる低下していきます。楽しい趣味を継続するにはやはりトレーニングは欠かせません。健康だからこそ爽快にシユプールを描いたり、山頂から絶景を拝めるわけです。

—素晴らしいですね。ところで大相撲でNHKテレビの最高の席で観戦してるお姿をお見かけしましたが？

★あれはホント不思議なご縁があります。



“槍ヶ岳をバックに達成感!!”

まして。実際あの席はどんなにお金を積まれても座れないんです。ご縁を大切にしていたら「どう、来ない？」って感じ。これまでに3回招待されました。

### 【これから】

—今の時代元気の無い方が多いのですが？アトバイスお願いします

★そんな偉そうなこと言えませんが、趣味でも何でも出来ない理由をあげているうちはだめですね。

私はスキーで二セコとか何回もいきますが、年間のスケジュールを見て行く日を決めてしまうんです。早々に予約を入れることもありませう。どうしても行けなくなったらキャンセルすればいいんですから。あとは家族の理解ですね。妻に対するサービスも手を抜かないでやっています(笑)。

—これからの夢・目標を教えてください

★『動かしている機械は錆び付かない』これが私の座右の銘です。日々心身の健康を意識し実践して国内だけでなく世界のスキー場を訪れたり、アルプスやヒマラヤにチャレンジ出来たらって夢見ています。なんか出来そうな気がしてらんです(笑)。

(インタビュー堀)



# パワーハラ への 実務対応

4月から  
完全義務化  
された

特定社会保険労務士 小島信一

増加する  
ハラスメント相談

ハラスメントには、セクシュアルハラスメント、マタニティー・ハラスメント、パワーハララスメント等さまざまな種類がありますが、根底にあるのは人間関係の難しさであり、価値観の相違についての理解不足です。近年ではコンプライアンスが重視され、SDGsといった価値観も尊重され、人手不足も相まって、今ま

で隠れていたハラスメント問題が表面化されるようになっていきます。

つまり、働く人が声を上げやすい環境といえます。

また、ハラスメントに該当するか否かの基準も厳格化してきています。

都道府県労働局等に設置している総合労働相談コーナーに寄せられる「いじめ・嫌がらせ」に関する相談は年々増加し、平成24年度には相談内容の中でトップとなり、引き続き増加傾向にあります。

改正された  
労働施策総合推進法

職場でハラスメントがひとたび起きてしまうと、優秀な社員が退職したり、職場環境が悪くなることで能力率が下がることが懸念されます。

ハラスメントの撲滅は難しい課題ですが、企業としては少なくとも、改正法へ対応していくことでハラスメントの抑制に努めることが重要です。

2019年の第198回通常国会において「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律」が成立し、これにより「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」(以下「労働施策総合推進法」という。)が改正され、職場におけるパワーハララスメント防止対策が事業主に義務付けられました。

ただし、大企業先行で中小企業は適用を猶予されていましたが、本年4月から完全施行となっています。

労働施策総合推進法(抄)(雇用管理上の措置等)第30条の2 事業主は、職場において行われる優越的な関係を背景とした言動であつて、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものによりその雇用する労働者の就業環境が害されることのないよう、当該労働者からの相談に応じ、適切に対応するために

必要な体制の整備その他の雇用管理上必要な措置を講じなければならない。  
2 事業主は、労働者が前項の相談を行ったこと又は事業主による当該相談への対応に協力した際に事実を述べたことを理由として、当該労働者に対して解雇その他不利益な取扱いをしてはならない

パワーハラの定義

改正法第30条の2には、パワーハラの定義が示されています。

つまり、パワーハラメントは、職場において行われる……

- ① 優越的な関係を背景とした言動であつて、
  - ② 業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、
  - ③ 労働者の就業環境が害されるもの
- であり、①から③までの3つの要素を全て満たすものをいいます。

そのため、客観的にみて、業務上必要かつ相当な範囲で行われる適正な業務指示や指導については、職場におけるパワーハララスメントには該当しません。もう少し具体的に見ていきましょう。

①「優越的な関係を背景とした」言動とは

業務を遂行するに当たって、当該言動を受ける労働者が行為者とされる者(以下「行為者」という。)に対して抵抗や拒絶することができない蓋然性が高い関係を背景として行われるものを指します。

【例】

- ・ 職務上の地位が上位の者による言動
- ・ 同僚又は部下による言動で、当該言動を行う者が業務上必要な知識や豊富な経験を有しており、当該者の協力を得なければ業務の円滑な遂行を行うことが困難であるもの
- ・ 同僚又は部下からの集団による行為で、これに抵抗又は拒絶することが困難であるもの



②「業務上必要かつ相当な範囲を超えた」言動とは

社会通念に照らし、当該言動が明らかに当該事業主の業務上必要性がない、又はその態様が相当でないものを指します。

【例】

- ・ 業務上明らかに必要性のない言動・業務の目的を大きく逸脱した言動
- ・ 業務を遂行するための手段として不適当な言動
- ・ 当該行為の回数、行為者の数等、その態様や手段が社会通念に照らして許容される範囲を超える言動

この判断に当たっては、さまざまな要素（当該言動の目的、当該言動を受けた労働者の問題行動の有無や内容・程度を含む当該言動が行われた経緯や状況、業種・業態、業務の内容・性質、当該言動の態様・頻度・継続性、労働者の属性や心身の状況、行為者の関係性等）を総合的に考慮することが適当です。

その際には、個別の事案における労働者の行動が問

題となる場合は、その内容・程度とそれに対する指導の態様等の相対的な関係性が重要な要素となることについて留意が必要です。

なお、労働者に問題行動があった場合であっても、人格を否定するような言動など業務上必要かつ相当な範囲を超えた言動がなされれば、当然、職場におけるパワーハラコメントに当たり得ます。

③「就業環境が害される」とは

当該言動により、労働者が身体的又は精神的に苦痛を与えられ、就業環境が不快なものとなったために能力の発揮に重大な悪影響が生じる等の当該労働者が就業する上で看過できない程度の支障が生じることを指します。

この判断に当たっては、「平均的な労働者の感じ方」すなわち、「同様の状況で当該言動を受けた場合に、社会一般の労働者が、就業する上で看過できない程度の支障が生じたと感じるような言動であるかどうか」

を基準とすることが適当です。なお、言動の頻度や継続性は考慮されますが、強い身体的又は精神的苦痛を与える態様の言動の場合には、1回でも就業環境を害する場合があります。

このように、パワーハラは定義づけができませんが、具体的な職場では判断に迷うことが多々あります。

注意すべきは、セクハラと異なり、「言動を受けた者が不快になるかどうか」は判断基準にはありません。

業務上必要な注意をすれば、相手は不快になるかもしれないかもしれませんが、これはパワーハラになりません。

よく「注意もできなくなつた」という上司がいますが、パワーハラにならないような注意は可能です。

**事業主が行うべきこと（義務）**

職場におけるパワーハラコメントを防止するために、事業主が雇用管理上講ずべき措置として、主に以下の措置が厚生労働大臣の指針

に定められています。

事業主は、これらの措置について必ず講じなければなりません。なお、派遣労働者に対しては、派遣元のみならず、派遣先事業主も措置を講じなければならぬことにご注意ください。

● 事業主の方針の明確化及びその周知・啓発

● 相談（苦情を含む）に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備

● 職場におけるハラコメントへの事後の迅速かつ適切な対応

● 併せて講ずべき措置（プライバシー保護、不利益取扱いの禁止等）

紙幅の都合もあるため、これらのうち、「相談（苦情を含む）」に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備」について述べます。

ここでの義務は「体制づくり」です。よく形から入る、といいますがまさにそれです。まずは、会社の方針として「ハラコメントは許さない」と明言します。ポスターやチラシを作るのも一法です。

なお、就業規則の服務規律欄にも、「ハラコメントの禁止条項」を規定しましょう。そして、その規律違反者に対して明確に「懲戒する」規定を入れて下さい。

次は、相談窓口を設置します。中小企業の場合で情報漏洩が心配な場合は、外部の窓口（弁護士事務所など）も検討します。ここま

でが最低限行うことです。あとは、ハラコメントについて周知、教育を行う、相談しやすい体制を工夫するなど実務上のPDCAを回してよりよいものにしていきます。

多くの会社を見て感じるのですが、風通しの良い会社はハラコメント等の悪い情報が早く経営層に上がってくるため、迅速に事態收拾が図れます。

ところが隠し事が多かったり、同調圧力の強い風土の職場は問題が深刻化する傾向にあります。社内の風通しをよくすることで他の面でも奏功しますので社内



# 税務調査は詰めで決まる～実践税務調査～

税理士 牧野 義博



「ある現金商売の法人の現況調査で代表者個人名義の預金通帳が出てきました。毎日、一定のラウンド数字（1万円とか5万円のように切りのよい数字）での現金入金があり、貯まると出金されていました。どうも売上金の中から一定金額をつまんで抜いているように想定されますが、売上を抜いているという証拠が捕捉できていません。また、この通帳の入金は振込みや小切手入金といった記号等がついていませんので、誰からの入金かも特定できませんでした。ATMから入金されていますが、その都度ATMの場所が動いており、店舗の近くや代表者の住所地とは限らないのです。さあ、皆さんが調査官ならどうしますか？

これだけの条件では売上除外の推定はできませんが、認定をすることはできません。なぜなら現金には色がついていませんので、相手先はもとより損益科目の入金かどうかも特定できないからです。私が代表者なら、「日頃から会社や知人に金銭の融通をしており、その返済金が入金されているだけなので、何か問題でもありますか」と回答しますね。会社からの借入金の返済であれば、金銭出納帳にその日の返済金額が代表者名義の入金額より多くなければ辻つまが合いませんね。代表者にいわゆる時貸しの原始記録（メモ類）の提示を求めたり、個人の収入状況から時貸しの原資を説明してもらうことから始める必要があります。仮に、原始記録が残っていない場合や物理的に個人の資産から貸せるだけのものが無かった場合でも、売上除外での否認は難しいでしょう。

もう一つの事例として、同じく代表者名義の預金に取引先からの振込入金があったことから、調査官は振込先に反面調査を行った結果、売上除外であることが判明しました。この売上除外の相手科目は何になるでしょうか？

この預金は個人の公共料金の支払やローンの返済等の生活費も含まれています。従って、普通預金として会社に受け入れることはできません。この売上除外分はすでに費消されていますので、原則的には代表者への報酬、つまり認定賞与として法人税の他に源泉所得税が課税されます。ここで代表者から売上除外分について、分割で必ず会社に返済するから、貸付金処理にしてほしいという嘆願があった場合にどうするかです。

ここからは国税当局の裁量になりますが、過去において不正行為を行っていないか、あるいは金額的に返済が可能なものなのか等を総合勘案して判断するものと思われます。仮に代表者への貸付金処理とした場合には、法人と代表者の間で金銭消費貸借契約書の締結と、振替伝票を作成し、具体的な返済計画を提出すれば認められることとなります。この場合、貸付金に対する利息相当分については認定報酬となりますので源泉所得税が課税されます。

なお、途中で不履行が生じた場合には改めて認定賞与となりますので注意が必要です。

☆＝筆者紹介

牧野 義博 (まきの・よしひろ)

東京国税局調査部において特別国税調査官、統括国税調査官、調査開発課長等を経て八王子税務署長を最後に退官。東京都新宿区で税理士登録。著書には『ザ・税務調査1～3』『税務トラブルと債務の確定』（大蔵財務協会）ほか専門誌等に執筆。HPは「牧野義博税理士事務所」で検索。全国各地で講演会も行っている。





ジャーナリスト 海部 隆太郎

水は高いところから低いところへ流れる。重力があるのだから物体は皆同じはずなのだが、逆に低いところから高いところへと引き寄せられるモノがある。「お金」は金利という力に引っ張られて高いところへと吸い上げられていく。あまりにも高金利の場合はリスクが伴うので要注意。それにしても長期間に及ぶゼロ金利政策で、目立ったお金の流れを見ることなく過ごしてきた。

こんな話を聞いたことがある。お金は寂しがり屋であり、友を求めて集まる習性がある。友が少ないとその場を嫌い、友が多い場所を求めて移ってしまうのだという。だからお金持ちにはお金が集まり、我々のような者の財布には留まってくれない。薄情な奴らだと嘆いても仕方ない。少しでも長く居てもらえるよう工夫が必要だと思うが、その手法を知らない。世の中には、お金の集めの指南書が溢れている。これに従えばいいのか。とても信用できない。

経済は、常に成長していくものだと思わなかった。給料も何とか会社にしがみついていた。そんな上昇神話は、バブル崩壊により見事に崩された。それでも少しずつ這い上がり、そしてまたリーマンショックで不景気の底に落とされてしまった記憶は新しい。経済産業記者として時代の最先端取材してきたつもりであったが、大きな経済の波に振り回されていただけのような気がする。

## 自己満足は生きがい不相当

経済でも個人的な活動でも、上り調子の時は周囲を気にせず突き進んでも問題なく、自己満足でよかった。もちろん失敗や後に反省すべきことは多々ある。一転して下り坂になると何をしても臆病になり、貝のように閉じこもって様子見の状態になる。このような時にこそポジティブな行動で目の前の壁を越える努力をするべきなのだが、信念がないだけに動きが取れなくなる。

知識量・経験に裏付けされた度胸ある決断と行動力は、逆風にも立ち向かえると考える。そこには、社員のため、家族のためなどしっかりとした目的意識があるはず。順風満帆の時にも社会貢献などの目的意識をもっていたはずだが、厳しい時代になるとそれが薄れ変化してしまう。誰のための会社なのか、どのような経営を心掛けるべきか、厳しい時代にこそ創り上げるべきものなのだろう。

偉そうなことを言っても今現在の自分は、国民の三大義務を何とか守れる程度。とくに納税の義務は、年相応とは思いつつも申し訳ない程度になっている。これまでキチンと務めてきたし、これからは好きな事だけを考え生きていけばいいと決めた。しかし、何をやらなければならないのか好きなことが浮かばない。机の上の物の配置や、コーヒーの入れ方、服装など、どうでもいいようなことにこだわり続け、自己満足しているだけ。

好きな事をして生きていくことを改めて見つめ直すと、自己満足を極めることになる。これでは悲しすぎる。ということで、何でも口をはさむ世間的には嫌われる人になるしかないと思う。前向きで人のためになるアドバイス程度なら問題ないのではないかと自身を励ましなが、結局、今の延長線になる。人は日々積み重ねてきた結果でしか生きられない。軌道修正は早いうちに行うのが基本だ。



☆＝筆者紹介

海部 隆太郎 (かいべ・りゅうたろう)

法政大学卒。全国紙記者、IT企業を経てフリー。中小企業を中心に幅広い課題を取材・執筆活動を展開する。

吾首撃出…② 本多素軒…①  
【『景の器』の器の器…①】



4年ぶり

# 大崎福祉夢まつりを開催します!



開催日

令和4年 10月22日(土)

会場

あさひ中央公園  
(大崎市古川)

詳細は現在夢まつり実行委員会で  
検討中です。お楽しみに!!

夢まつり実行委員会  
♡メンバー募集♡

一緒に夢まつりを企画し盛りあげてくれる方を募集しています。詳しくは事務局へお問い合わせください。

## 障がい者福祉施設へ

# 仕事を依頼してみませんか

社会貢献委員会では、障がい者の就労雇用支援にも取り組んでいます。

「定期的でなくても単発の仕事も、お引き受けします。仕事をする事で、社会の役に立っていると利用者の自信につながります。」  
(福祉施設管理者)

お問合せ、ご相談は法人会事務局まで。



法人会の会報宛名シールを貼付する作業風景



社会貢献委員会

# イオン古川店で販売会を実施



5月28日・29日の2日間県内の障がい者福祉施設、7事業所が参加し、対面での施設商品販売会を実施しました。  
ご来場いただいた皆様に御礼を申し上げます。

① ① 愛主義  
自②自習  
前途③難  
和魂洋④

② ③ 卓会議  
④ 場一致  
商売道⑤  
自給自⑥

## パズル・四字熟語

※空いているマスに漢字を入れて、四字熟語を完成させましょう。  
すべて完成させ、タテに読むと、また別の四字熟語が完成します。なんだかかわかりますか？（答えは9頁にあります）

☆＝作者紹介

### 株式会社 ニ コ リ

日本初のパズル専門誌「パズル通信ニコリ」を発行する出版社。数独・クロスワードなど多種多様なパズルをメディアへ提供するコンテンツメーカーでもある。スマホアプリ「スマニコリ」も配信中

## 編集後記

☆相変わらず世の中が混沌としていて先行きが不透明です。こういう時はいたすらに騒がず一層冷静な対応が求められます。ここでいう冷静な対応というのは、慎重にという意味合いでもありますが、同時に果敢にという意味でもあります。☆人はどうしても無難を求めがちですが、今の時代どこに無難があるのでしょうか。先が見えないから動かないというのも一考です。しかし歴史は動かないで時代に取り残されてしまった例も多々あります。私たち経営者は日々決断の繰り返しです。何か決断する時は迷っていないし、当然大いに迷うものです。しかし一度決めたからにはやはり続けるべきでしょう。☆NHK大河ドラマ『鎌倉殿の13人』が好評です。権力を奪取しそれを守るために権謀術数を巡らす様は今も昔も変わらない。自分の命さらには一族郎党を守るためそのときどき、それぞれの決断。失脚した者の多くは決断後の迷いや逡巡にあります。疑心暗鬼にかられ最後には自分すらも信じられなくなる。逆に仮に失脚しても自己信頼をしている者はその姿が清々しく描かれている。決断して旗幟を鮮明にした者は美しい。願わくはその決断の基が単に自己の保身や利得・名誉でないこと。

☆これを読まれたかのほとんど全員100年後この世にいないでしょう。また当然明日のことはわからない。ならば限られた人生お互い悔いの残らない決断、実行を心掛けたいものです。その繰り返しですが自分を磨き幸せの道を歩む礎になります。くれぐれも焦らず冷静な対応を。（堀記）





# Business Guard



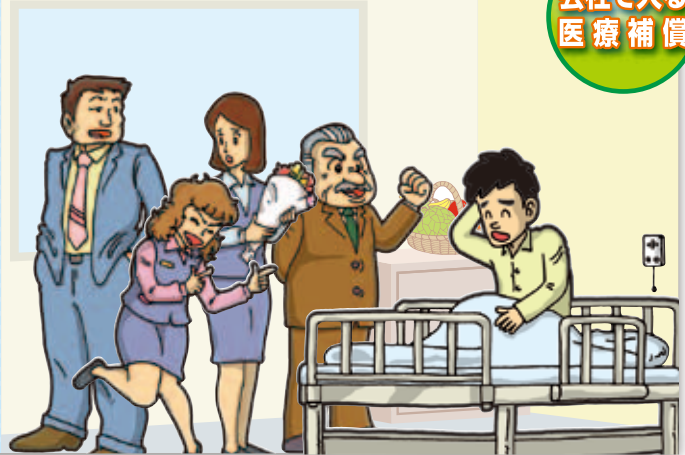
AIG 損保

会員企業をサポートする、AIG損保のリスクソリューション

## 法人会の ハイパーメディカル

会社で入る医療補償

業務災害総合保険  
疾病入院医療費用保険金・  
疾病入院医療保険金 等セット



会社で入る  
医療補償



地震災害の  
リスクをガード

## 法人会の ハイパー任意労災

政府労災の上乗せ補償

業務災害総合保険  
地震・噴火・津波危険補償特約 等セット

### 充実の福利厚生サービス※

- 電話相談サービス(24時間電話健康相談・介護相談ホットライン)
- メンタルケアカウンセリングサービス
- セカンドオピニオンアレンジサービス
- 生活習慣病サポートサービス

※本サービスはAIG損害保険株式会社がティーベック株式会社に委託してご提供します。ご契約の内容により、ご利用可能なサービスが異なりますので、お問い合わせください。この広告は保険の概要をご説明したものです。

お問い合わせ・お申し込みは

#### 仙台支店

〒980-0811  
宮城県仙台市青葉区一番町1-8-3  
TEL.022-221-2532 FAX.022-215-5364  
午前9時～午後5時  
(土・日・祝日・年末年始を除く)

### AIG損害保険株式会社

〒105-8602 東京都港区虎ノ門4-3-20  
03-6848-8500  
午前9時～午後5時(土・日・祝日・年末年始を除く)  
<https://www.aig.co.jp/sonpo>



(22-073001)

URL

[www.xpress.ne.jp/~hojinkai/](http://www.xpress.ne.jp/~hojinkai/)

E-mail

[ohsakh@cocoa.ocn.ne.jp](mailto:ohsakh@cocoa.ocn.ne.jp)